

「当座勘定規定」新旧対照表

改正後	現行
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>④前項の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻に際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認資料の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第15条（届出事項の変更、当座勘定入金通帳の再発行）</p> <p>①手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって口座開設店に届出てください。</p> <p>②前項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④通帳または印章を失った場合の払戻し、解約、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。なお、通帳の再発行に対して当行所定の手数料をいただきます。</p>	<p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>①手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって口座開設店に届出てください。</p> <p>②前項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>